

—2012春季生活闘争スタート—



講師／
安永連合副事務局長

～復元、格差是正、底上げ、底支えで
デフレ・縮小経済からの脱却を～

連合鳥取は、1月28日(土)、まなびタウン(うきは(琴浦町))において約220名の参加のもと「春季生活闘争開始宣言集会」を開催し、2012春季生活闘争勝利に向けた闘争方針について浸透を図りました。

冒頭、主催者を代表し、五十嵐会長が国内外、また鳥取県の経済動向に触れ、「春闘開始にあたり、取り巻く情勢は一段と厳しい環境下での交渉が想定されるが、本日の連合鳥取春闘方針を理解いただき、全構成組織が結束し勝利に向け頑張りましょう」とあいさつしました。

続いて、講演では、連合本部・安永副事務局長が「2012春季生活闘争方針を中心とする当面の課題」と題し、今次春闘のポイントや個別の課題について提起しました。会場からの質問に対してわかりやすく回答があるなど、連合の春闘の考え方に

ついて再確認しました。引き続き田中事務局長より、「連合鳥取2012春季生活闘争方針・具体的取り組みについて」の説明を行いました。

その後、山田副事務局長が「闘争開始宣言(案)」を読み上げ、満場一致で採択しました。

集会の最後に五十嵐会長の音頭で、参加者全員で春闘勝利に向け「団結ガンバロウ」を行い、開始宣言集会を終えました。

2012春季生活闘争方針【連合鳥取】

連合鳥取2012春季生活闘争方針を「第2回(拡大)執行委員会(2012.1.25)」で決定

取り組みのポイント

1. 連合の2012春季生活闘争方針を基本に、地域労働者の雇用と生活を守る運動として、共通する運動課題を掲げ全構成組織が参加する地域春闘を展開する。また、全組合が取り組むべき課題(ミニマム運動課題)について連合方針に基づき設定するとともに、連合鳥取として「重点取り組み課題」を設定する。
2. 非正規労働者も含め「すべての労働者の処遇改善」に向けた3年目の闘争として、賃金カーブ維持とマクロ的観点から1%を目安に配分を求め労働条件の復元・格差是正に向けて取り組む。
3. 中小・地場組合の賃金改善に向けて、連合方針及び地域ミニマム運動で把握した賃金分析結果を活用し、中小・地場組合の「要求目安」「地域ミニマム賃金の目標」を設定する。
4. 連合鳥取と各産別の連携による積極的な情報開示等、県内に交渉機能を持つ中小・地場組合の運動を支えるとともに、地域社会への波及効果をめざす。また、春闘街宣活動の強化を図る。

取り組みの具体化

I. 事前労使協議の徹底

II. 雇用の安定確保

III. すべての組合が取り組むべき課題

1. 連合「ミニマム運動課題」

- (1) 賃金制度の確立・整備と賃金カーブ維持分の明示・確保
- (2) 非正規労働者を含めたすべての労働者を対象とした処遇改善
- (3) 企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ
- (4) 産業実態を踏まえた総実労働時間の短縮、時間外・休日労働の割増率の引き上げ

2. 連合鳥取「重点取り組み課題」

- (1) 要求書の提出
- (2) 非正規労働者を含めた全労働者の処遇改善
- (3) 企業内最低賃金の協定化
- (4) 総実労働時間の短縮と時間外割増率の引き上げ
- (5) 希望者全員の65歳までの雇用確保

IV. 具体的な労働条件の要求と取り組み

すべての労働組合が1%を目安に賃金を含め適正な配分を求めていく。

1. 賃上げ要求について

- (1) 賃上げの取り組み

格差是正、底上げ・底支えの観点から、すべての労働者を視野に入れ、すべての構成組織、企業別組合がおかれた状況のもとで、適正な成果配分を追求する闘争を展開する。

 - ①低下した賃金水準の中期的な復元・格差是正に向けた取り組みを徹底する。
 - ②賃金制度が未整備な組合は、構成組織の指導のもとで制度の確立・整備に向けた取り組みを強化するとともに、連合が示す1歳・1年間差の社会的水準である5,000円を目安に賃金水準の維持をはかる。
 - (2) 生活・職務関連手当等の引上げ
 - (3) 企業内最低賃金の取り組みの一層の強化
 - (4) 18歳高卒初任給の参考目標値 …… **150,000円**
【連合鳥取独自設定】
 - (5) 生活防衛の観点からの一時金水準の確保・向上
- #### 2. 非正規労働者の労働条件改善の取り組み
- (1) 非正規労働者に関するコンプライアンスの徹底についてはすべての組合が取り組む。
 - (2) 非正規労働者の正規化促進をはかるため、正社員登用制度の創設をはかるとともに、パートタイム労働者だけでなく、派遣労働者等間接労働者を含む非正規労働者の労働条件改善の取り組みを展開する。
 - (3) 非正規労働者の労働条件を正規労働者に近づけるため、均等・均衡を踏まえて時間給ベースで正規労働者を上回る賃金の引き上げ、福利厚生適用・充実に追求していく。
- #### 3. 規模間格差の是正、中小の取り組み
- (1) 賃金水準改善のための水準値

○到達すべき水準値（参考）【連合鳥取独自設定】

年 齢	25歳	30歳	35歳	40歳
水 準 値	165,000円	184,000円	207,000円	220,000円
1歳1年間差	3,800円	4,600円	2,600円	

(2) 賃金引上げ要求目安

○賃金カーブ維持分が算定可能な組合は、その維持原資を労使で確認する。

○賃金カーブ維持分が算定困難な組合

【連合鳥取独自目安】

=賃金カーブの維持相当分として**3,700円以上**を要求する。

○賃金水準の低下や格差などの状況に応じて、賃金改善分として1%を目安に要求する。

(3) 「地域ミニマム賃金」の目標設定

中小・地域組合の賃金底上げをめざして、連合鳥取構成中小労組の昨年の個別賃金データと昨年までの目標設定額を総合的に勘案し、次の通り設定する。

年齢ポイント	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳
2012闘争目標	143,500円	151,000円	158,800円	165,400円	170,100円

※目標の設定基準：全産業・男女計、第1十分位の3次回帰を基本に、総合的に勘案

4. 男女間の賃金格差是正と均等法の定着・点検の取り組み

- (1) 男女間の賃金格差の是正
- (2) 改正男女雇用機会均等法の実効性の確保など、改正法の定着・点検

5. ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

- (1) 総実労働時間短縮の取り組み
 - ①労働時間の上限規制（特別条項付き36協定）の徹底
 - ②所定労働時間の短縮と労働時間管理の徹底
 - ③中期時短方針（最低到達目標）の取り組み
 - ◇年間所定労働時間2000時間以下をめざす
 - ◇年次有給休暇の初年度付与日数=15日以上の設定と有給休暇の取得促進
 - ◇時間外労働等の割増率の法定割増率以上の上積み
 - ④割増率の引き上げ
 - ◇時間外労働が月45時間以下=30%以上
 - ◇時間外労働が月45時間超 =50%以上
(対象期間が3ヵ月を超える1年単位の變形労働時間制は、月42時間超を50%以上)

◇休日50%以上

(2) 両立支援の促進

(育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策法)

6. ワークルールの取り組み

- (1) 労働関係法令の遵守の徹底
- (2) 希望者全員の65歳までの雇用確保
～高年齢者雇用「2013年問題」に向けた対応～
- (3) 快適な職場づくり

V. 「運動の両輪」としての「政策・制度 実現の取り組み」

VI. 取り組みの環境づくり

闘いの展開

I. 春季生活闘争体制の立ち上げ

- (1) 「闘争委員会構成」の設置 (1月25日)
- (2) 「中小共闘センター」の立ち上げ (1月24日)
- (3) 「2012春季生活闘争開始宣言集会」の開催 (1月28日)

II. 要求書の提出と集中的交渉・決着時期の設定

- (1) 職場総点検活動 (2月)
- (2) 要求書の提出 = 3月上旬まで (遅くと3月末まで) を基本
- (3) 集中交渉・決着 = 集中交渉 (3月中旬~4月) と 4月末までの決着

III. 連合鳥取の取り組み

- (1) 各地協単組代表者会議・総決起集会の開催 (下記)
- (2) 情報の収集と開示の提供
- (3) 中小共闘センターの取り組み (中小労組の要求・交渉状況の情報交換、解決促進に向けた支援活動)
 - ① 中小共闘センター幹事会の開催
 - ② 直加盟組合へのオルグ活動
 - ③ 未解決組合激励・支援行動 (中小共闘センター幹事会で検討)
- (4) 経営者団体への対応 (2月6日)
- (5) 行政機関への要請
- (6) 街頭宣伝活動

2012 春季生活闘争 各種行事予定

地協	地協単組代表者会議・拡大幹事会	春闘総決起集会
東部地協	2月10日(金) 18:30~ ホープスターとっとり	3月2日(金) 18:00~ 風紋広場
中部地協	2月7日(火) 18:30~ 県立倉吉体育文化会館	3月8日(木) 18:30~ 県立倉吉体育文化会館
西部地協	2月9日(木) 18:30~ 弓ヶ浜荘	3月9日(金) 18:15~ 米子市文化ホール前

2012新春のつどい開催

1月25日(水)、白兔会館(鳥取市)において「連合鳥取2012新春のつどい」を平井鳥取県知事他ご来賓のみなさまと組合員150名の参加のもと盛大に開催しました。

開会にあたり、五十嵐美知義会長が主催者を代表し「2012春闘に向け我が国、また県内の厳しい経済情勢については承知している。しかし、厳しい状況だからこそ労使での話し合いが必要であり、そのことが雇用確保と維持に繋がることを認識している。また本年度の最優先課題として組織拡大推進に邁進する決意であり、みなさまにぜひとも協力を願いたい。」とあいさつしました。

続いて、5名のご来賓のみなさまからご祝辞をいただき、(財)鳥取県労働者福祉協議会の安田理事長の乾杯のご発声で新春のつどいの宴が始まり、参加者全員が和やかに2012年の飛躍を願いながら歓談しました。



平井鳥取県知事



森田鳥取労働局長



宮城鳥取県経営者協会専務理事



湯原民主党鳥取県連代表(衆議院議員)



川上参議院議員

「各地協でも「新春のつどい(賀詞交歓会)」を開催

親睦を深める



1月18日(水)/ホープスターとっとり 鳥取大学寄附部による手品



1月13日(金)/明治荘 あいさつする名和議長



1月13日(金)/弓ヶ浜荘 琴の演奏【オープニングセレモニー】

東部・中部・西部のそれぞれの地域協議会においても、組合員が集い、「新春のつどい(賀詞交歓会)」を開催しました。各地協とも手品や琴の演奏、お年玉抽選会など趣向を凝らし、楽しく懇親を深める会となりました。

島根原子力発電所視察を実施

島根原子力発電所は、鳥取県から一番近くにある原子力発電所です。

福島第一原子力発電所事故をきっかけに、私は放射能や原子力、エネルギー問題について立ち止まって考えるようになりました。今回、「百聞は一見にしかず」という思いで、初めて原子力発電所を見学しました。発電所はトンネルを抜けたすぐの場所にあり、建物のすぐ向こう側に美しい日本海が見えたことが深く印象に残っています。概要説明を聞いた後、1・2号機の周辺や防波壁の近くをバスに乗って視察しました。また、特別に建設中の3号機に入らせてもらい、原子炉建物やタービン建物内を見学しました。その中で、福島を踏まえた安全対策、特に津波対策が強化され、高く作られた防波壁や建物内への浸水を防止する扉などの設備面と、緊急時の対応訓練、対策要員の参集体制、移動・情報手段の確保などの人的な面で、幾重にもわたる対策が行われていることがわかりました。また、安全を期すために、チームを組んで真剣に働いておられる多くの労働者の姿も目にしました。

今回の視察で、原発事故を教訓に、今できることに精一杯と取り組んでいることがわかりました。私は、この国の社会をつくる一人として、健康や環境、平和、そして子どもたちの未来という視点から、どんなエネルギー社会をめざすのかを考え、行動していきたいと思えます。

(寄稿 鳥取県教職員組合東部支部書記長 内田 孝さん)



連合鳥取 2012年度年間活動計画

2月	1日(水)~3日(金)	全国一斉労働相談ダイヤル	6月	9日(土)	男女平等参画学習会	
	6日(月)	2012春闘経営団体意見交換会		21日(木)	第7回執行委員会	
	7日(火)	中部地協単組代表者会議		23日(土)~24日(日)	平和行動 in オキナワ	
	9日(木)	西部地協単組代表者会議		7月	7日(土)	政策討論セミナー
	10日(金)	東部地協単組代表者会議			26日(木)	第8回(拡大)執行委員会
15日(水)	民主党県連との意見交換会	28日(土)	ピースウォーク(予定)			
16日(木)	第3回執行委員会・第2回闘争委員会	8月	4日(土)~5日(日)	平和行動 in ヒロシマ		
3月	2日(金)		東部地協2012春季生活闘争勝利総決起集会	7日(火)~9日(木)	平和行動 in ナガサキ	
	8日(木)		中部地協2012春季生活闘争勝利総決起集会	23日(木)	第9回執行委員会	
	9日(金)	西部地協2012春季生活闘争勝利総決起集会	31日(金)	竹島の領土確立を求める集会		
	29日(木)	第4回執行委員会・第3回闘争委員会	9月	8日(土)~9日(日)	平和行動 in ネムロ	
4月	19日(木)	第5回執行委員会・第4回闘争委員会		15日(土)	第21回連合鳥取杯親睦ゴルフ大会	
	29日(日)	第83回メーデー大会	20日(木)	第10回執行委員会		
5月	17日(木)	第6回執行委員会	10月	6日(土)	労組リーダーセミナー	
	19日(土)	組合づくりオルガナイザー研修		18日(木)	第11回執行委員会	
6月	17日(木)	第6回執行委員会	11月	15日(木)	第12回執行委員会	
	19日(土)	組合づくりオルガナイザー研修		22日(木)	第13回執行委員会・第20回定期大会	

産別・単組活動紹介

◆ 電力総連【山陰電力総連】 ◆

山陰電力総連は、鳥取県と島根県の中国電力グループ企業の労働組合で組織しています。鳥取県内の組織数は、7組合で815名の人員で構成されています。

主な活動としては、年頭の賀詞交歓会の前段に各企業と労使懇談会を開催し、各企業の状況確認や安全衛生対策の取り組みなどについて意見交換を行い、労使での共通認識づくりを図っています。

また、労組間の交流を図ることを目的としたスポーツ交流会の開催や、政治を身近に感じ、役員へのさらなるレベルアップを図るための国会視察研修を毎年実施しています。

連合活動に対しては、県連合および青年、女性委員会へ役員派遣を行うとともに、東部、中部、西部にそれぞれ地区電力総連を設置し、連合各地協の活動へも積極的に参画しています。

昨年の10月29日に開催した山陰電力総連第5回総会のスローガンである「明日を拓こう 絆と誇りで」を胸に、これからもグループ全体の労働者と団結し、誇りと勇気を持って活動していきます。



必ずチェック最低賃金

特定(産業別)最低賃金が改定されます

「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」と「鳥取県各種商品小売業最低賃金」が改定されます。

鳥取県内の最低賃金は次の表のとおりです。

最低賃金の件名		最低賃金額	発効年月日
地域別最低賃金	鳥取県最低賃金	1時間 646円	2011年10月29日
特定産業別最低賃金	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間 735円 <small>(注) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組立」「配付」、「検査又は梱包」の業務に主として従事する者については、上記の「鳥取県最低賃金」が適用されます。</small>	2012年1月27日
	鳥取県各種商品小売業最低賃金	1時間 695円	2012年2月9日

(※) 鳥取県内の電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び各種商品小売業の事業所で働く労働者とその使用者は、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

ただし、表の(注)及び次の(1)~(3)に掲げる者については「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中の者
- 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

連合では環境・エコ活動の一環として、ピークカットアクション21「冬の陣」の取り組みを行っている。そこでは電力不足の冬を乗り切るための家庭でできる節電方法として、電化製品を上手に使う21のワザを紹介している▼昨夏同様、東日本大震災による原子力発電所事故などの影響により、今冬も電力供給の制約を行うものであり、日常生活や経済活動に影響を及ぼしていくこととなる▼東日本大震災以降、環境への影響を考慮した代替エネルギーの開発や省エネ・節電を考慮したライフスタイル・オフィススタイルが求められている。また、電力を効率的・効果的に活用していくためには、スマートグリッド(次世代送配電システム)などによる電力の高効率利用の促進も重要である▼電力をはじめとするエネルギーの安定供給は、安心できる「暮らしやすい社会」の基本である。一人ひとりの省エネ意識の醸成は勿論のこと、産官学労はそれぞれの立場から相互支援し、省エネの達成に取り組んでいか

(志)



てんごんじゅうせ